

令和８年度糸満市産業まつり開催事業委託業務仕様書

第１ 業務の名称

糸満市産業まつり開催事業業務

第２ 事業の目的

糸満市内の事業所及び地場産品を市内外にＰＲし、地元事業所及び地場産品の優先的な使用や地産地消を啓発し、域内事業所の経営発展に資する。併せて、賑わいを創出することで消費意欲を刺激し、域内経済の循環を図る。

第３ 委託業務期間

契約締結日から令和９年３月１０日（水）まで

第４ 開催日時

日にち：令和９年１月２３日（土）から１月２４日（日）までの２日間
時 間：両日ともに午前１０時から午後５時まで（予定）

第５ 開催場所

会場：糸満海のふるさと公園（糸満市西崎町１－４－１１） ※別紙参照
臨時駐車場：糸満漁港北地区

第６ 委託業務内容

Ⅰ 周知及び広報に関すること

- (1) ポスター１００部、チラシ１００，０００部以内で作成し、公共施設やコンビニ、飲食店等へ設置及び掲示依頼、市外世帯に効果的なポスティングを行うこと
- (2) 横断幕（５枚程度）を作成し、公共施設等へ依頼し、掲示を行うこと
- (3) ＳＮＳ等、多様な広報媒体を活用し、広く周知すること
- (4) 広報物には、糸満市地場産品推奨キャラクター「いとちゃん」を活用し、親しみやすいイメージにすること
- (5) イベント当日の雰囲気向上と地場産品の ＰＲ 効果を高めるため、以下の物品等を「いとちゃん」デザインを用いて制作及び活用すること。ただし、予算を踏まえて糸満市と事前に調整すること
 - (ア) 来場者配布用のノベルティグッズ（例：うちわ、マグネット、クリアファイルなど）
 - (イ) 会場での買い物用袋（レジ袋、紙袋、布袋など）
- (6) 会場へ多数の集客を呼び込む仕組みをつくること

- 2 会場及び駐車場の運営・設営等に関すること
 - (1) 会場内レイアウト及びステージタイトル看板等の作成・設置・撤去
 - (2) 会場安全対策（カラーコーン等）及び会場内外の安全管理運営
 - (3) ステージの設営と運営に係る音響・照明等の機材の設置・撤去
 - (4) 出店ブースの設置・撤去
 - (5) パワーテント等の飲食スペースの設置・撤去
 - (6) テーブル・イス等の備品の設置・撤去
 - (7) 駐車場設営の設置・撤去
 - (8) 仮設トイレの設置・し尿処理・撤去及び公園内公衆トイレへの対応
 - (ア) 会場内に仮設トイレ（男女各4基程度、多目的用トイレ1基）を設置し、イベント終了後に撤去を行うこと
 - (イ) イベント期間中の仮設トイレの清掃と公園トイレは適宜巡回・トイレットペーパー等の維持管理を行うこと
 - (ウ) イベント開催にあたり、公園管理者と連携し、その衛生管理・清掃体制の維持に協力すること
 - (9) ごみ箱（分別）の設置・収集・処理・撤去
 - (10) 人員配置計画の策定（統括人員、会場等設営・撤去人員、受付・案内員、ごみ処理・清掃人員、駐車場整理員、警備員等）
- 3 ステージプログラムの出演者及びイベント企画に関すること
 - (1) ステージプログラム及びイベント企画・司会進行の提案及び実施。関係者や出演者と十分に調整を図った上で運営を行うこと
 - (2) ステージプログラムはエイサーなどの伝統芸能を取り入れ、系満らしさを演出し、市内団体（青年エイサー団体等）と受託者提案による出演者で構成すること
 - (3) 音響等の専門的技術者を配置するとともに、進行台本を作成し、円滑なステージ進行を行うこと
 - (4) 開催当日は、音量状況を逐次確認を行い、周辺から苦情が寄せられた場合には迅速かつ丁寧に対応し、必要に応じて音量の調整等を行う体制を整えること
- 4 警備に関すること
 - (1) 警備及び安全対策計画の作成と図面の整備を行うこと
 - (2) 会場周辺に路上駐車が懸念される箇所へのカラーコーン・看板等を設置及び撤去すること
 - (3) 車両交通誘導看板等、必要な看板を作成・設置し、来場車両の安全確保を行うこと
 - (4) イベント会場（周辺、駐車場含む。）の安全かつ円滑な運営を図り、会場内の警備、巡回、来場者の案内・誘導、清掃等を行うため、各所に適正な人員を配置し、来場者の安全確保、催事開催中の事件事故の未然防止に努めること

5 出店に関すること

(1) 出店者の募集及び選考

(ア) 出店者は系満市内に事業所を有する事業者に限るものとする

(イ) 目標出店数は 37 店舗以上とする

(ウ) 1 次、2 次、3 次産業のブースをバランスよく募集すること

(エ) 飲食ブースの臭い等を考慮しバランスよく他ブースの配置すること

(2) 出店料及び徴収管理

(ア) 出店料は以下のとおりとする

① 飲食ブース：1 区画あたり 45,000 円程度（税込）

② 物販ブース：1 区画あたり 20,000 円程度（税込）

③ 体験ブース：1 区画あたり 30,000 円程度（税込）

④ 展示等ブース（販売不可）：1 区画あたり無料

(イ) 上記以外のブースについては、内容や規模に応じて系満市と協議の上、出店料を決定すること

(ウ) 出店料の徴収状況、入金管理、領収証発行等の手続きは適正に行い、会計記録を残すこと

(エ) 出店料の収入については、とりまとめた上で全額系満市へ納付すること

(3) 出店者へ説明会の実施

(4) 出店後の会場美化の実施

(5) 出店に伴う污水处理対策の実施

(ア) 飲食を提供する出店者に対しては、出店時に発生する污水（調理排水・洗い水など）を不適切に廃棄しないよう指導・管理を徹底すること

(イ) 会場内に仮設の污水回収用タンクやバケツ等を設置し、適切な廃棄場所へ搬出できる体制を整えること

(ウ) 出店者への事前説明会やマニュアル等で、污水の処理方法、排水禁止エリア（芝生・植栽・排水溝等）を明確に伝達すること

(エ) 必要に応じて、清水供給用の水タンクを準備・設置し、衛生的な手洗い・調理用水の確保を図ること

(オ) 污水及び清水に関して、系満市や関係機関（保健所など）の指導がある場合はそれに従い対応すること

(6) 出店に伴う廃棄物処理対策の実施

(ア) 出店ブースから発生する廃棄物（可燃ごみ、プラスチックごみ、資源ごみ等）については、出店者専用のごみ置き場を会場内の指定箇所に設置し、適切に分別・管理を行うこと

(イ) ごみ置き場の設置場所・表示・分別区分は事前に明確にし、出店者への周知・指導（マニュアルや説明会）を徹底すること

- (ウ) ごみはイベント終了後にごみ収集運搬業の許可を有する業者を通じて適切に搬出・処理すること
- (エ) 使用済みの廃油（揚げ油など）は、出店事業者自身が必ず持ち帰させること
- (7) 農協、漁協、商工団体などの地域関係団体と円滑な出店及び協力関係構築のため、調整会議を設けること
- (8) 出店説明会には地域関係団体の参加も想定し、出店基準やレイアウト調整について協議可能な体制構築の実施すること
- 6 姉妹友好都市等との物産交流に関すること
飲食、物販ブース：1区画は無料。但し、各2区画からは以下のとおりとする。
 - ① 飲食ブース：2区画から45,000円程度（税込）
 - ② 物販ブース：2区画から20,000円程度（税込）姉妹友好都市等の出店ブースを糸満市はじめ一般社団法人糸満市観光協会等と調整のうえ設けること
- 7 実施計画書の作成
 - (1) スケジュール表の作成
 - (2) 広報計画の作成
 - (3) アンケート実施計画の作成及び実施、来場者の集計
- 8 業務実績報告書の作成
 - (1) 実績報告書の作成
 - (2) アンケートの分析及びまとめ、来場者数の集計
 - (3) 各出店者の売上の集計
 - (4) その他、糸満市が求める必要な報告
- 9 アクセス・交通対策及び周辺調整
 - (1) 来場者の交通・安全対策
 - (ア) 警備計画に基づき、安全誘導を徹底すること
- 10 救護体制の整備及び緊急時対応
 - (1) イベント期間中の急病人・軽傷者等への初期対応に備え、簡易な救護体制の整備に努めること
 - (2) 会場内に救護所（テント等）を設け、応急処置用品（絆創膏、消毒液、冷却材など）や水分補給用の飲料や熱中症対策用品（うちわ、タオルなど）を備えておくこと
 - (3) AEDの設置については、会場施設に設置済みのものがあるかを事前に確認し、設置場所の案内を掲示するなどの配慮に努めること
 - (4) 救護対応が発生した場合は、可能な範囲で対応内容の記録を残し、イベント終了時に糸満市へ報告すること

Ⅰ Ⅰ その他

- (1) 会場及び駐車場の使用にあたり、管理者との調整を綿密に行うこと
- (2) 雨天時の対応について検討すること
- (3) 外注については、本社を系満市内に置く事業者を優先して活用すること
- (4) 事故等に備えイベント保険の加入等、必要な対策を講ずること
- (5) 委託発注物等の設置から撤去までの間における天災による破損や盗難等については、受託者の責務とすること

第7 成果物

- (1) 業務実績報告書（仕様の達成を証明する書類及び精算報告書、証憑類）
- (2) 本業務により作成された物（印刷物、アンケート集計データ等）
- (3) 成果物の著作権及び所有権は系満市に帰属する

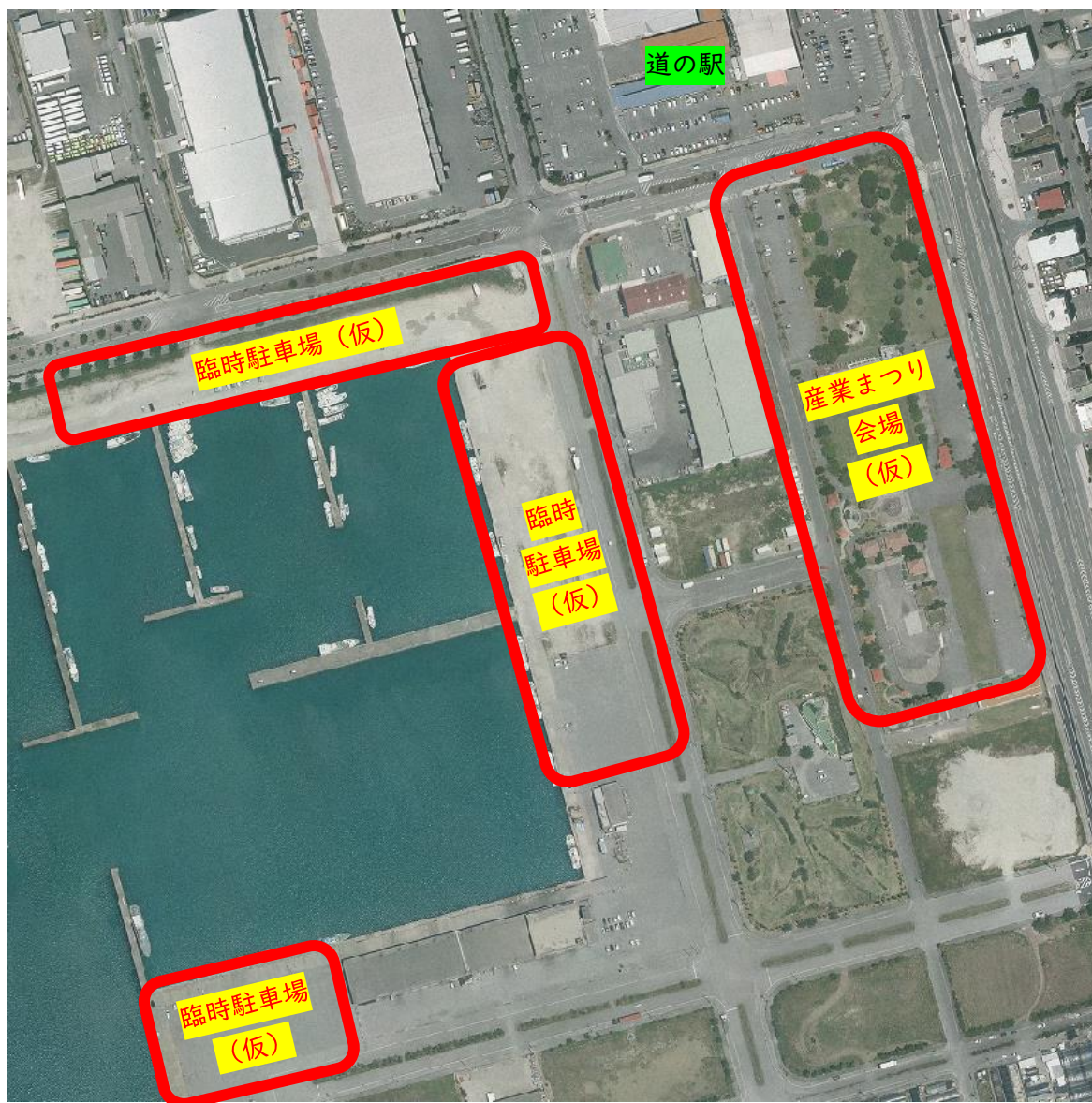
第8 その他

- (1) 受託者は、受託者が行う業務のすべて、あるいは大部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。一部業務を再委託する場合は、協議すること
- (2) 荒天により延期、中止する可能性がある。その場合の経費については、受託者が経費の内訳を定め、精算すること
- (3) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務終了後の翌年度から起算して5年間保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は協力すること
- (4) 本仕様書に定めのないことに関して疑義が生じた場合は、受託者と系満市の協議によって定めること
- (5) 完了検査に同席すること

別紙

会場：系満海のふるさと公園（系満市西崎町 1-4-11）

臨時駐車場：系満漁港北地区



令和 6 年度に系満市産業まつりの前身である系満フェア開催時に会場と臨時駐車場を使用した実績あり（会場と臨時駐車場の借用は系満市で実施）。

会場と臨時駐車場の使用について一部借用料金が発生する場合があるため、その際は委託料から支払いをすること。